

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………	1

公布された法令のあらまし

●食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則の一部を改正する規則（規則第18号）

食品衛生法の一部改正により、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、施設の内
外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関する基準が国の食品衛生法施行規則で定め
られること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第18号

食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則の一部を改正する規則

食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改
正する。

題名中「基準及び営業の」を削る。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第11条の2を第11条とする。

第17条の2及び第17条の3を削る。

第18条中「第10条」を「第12条」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「及びこれらの製剤を製造す
る」を「（これらの添加物を含む製剤を含む。以下この条において同じ。）を製造し、又は加工する」に、「製造
を」を「製造又は加工を」に、「製造の」を「製造又は加工の」に改め、「また」を削る。

第19条第1項中「以下」の右に「この条において」を加え、「施設により」を「集団給食施設において」に、
「その施設」を「当該集団給食施設」に改め、「県民局長」の右に「（県民センターにあっては、県民センター
長。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「その施設」を「当該集団給食施設」に改める。

別表を削る。

様式第5号中「第11条」を「第10条」に改める。

様式第7号中「第11条の2」を「第11条」に改め、「第17条の3」を削り、同様式（第1面）の部中

「

7	食品衛生責任者	(1) 設置	⑥・⑧	
		(2) 変更	⑥・⑦・⑧	
		(3) 解任	⑦	

8	給食責任者	(1) 設置	⑥	
		(2) 変更	⑥・⑦	
		(3) 解任	⑦	

を

「

7	給食責任者	(1) 設置	⑥	
		(2) 変更	⑥・⑦	
		(3) 解任	⑦	

に改め、同様式（第2面）の部中「新営業管理者、食品衛生責任者」を「新営業管理者」に、

「

⑦	旧営業管理者、食品衛生責任者又は給食責任者 住所 氏名 年 月 日生
⑧	新食品衛生責任者の資格の種別 調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他（ ）

を

「

⑦	旧営業管理者又は給食責任者 住所 氏名 年 月 日生
---	-------------------------------------

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第11号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正条例第2条の規定による改正前の食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号。次項において「改正前の条例」という。）第2条第3項に規定する同条第1項の基準に関する業種別の細目については、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して1年間は、この規則による改正前の食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則（次項において「改正前の規則」という。）第10条及び別表の規定は、なお効力を有する。この場合において、同条中「条例第2条第3項」とあるのは、「食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第11号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例第2条の規定による改正前の条例第2条第3項」とする。

3 改正条例附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の条例別表第1の10の(1)に規定する食品衛生責任者については、施行日から起算して1年間は、改正前の規則第17条の2、第17条の3及び様式第7号の規定は、なお効力を有する。この場合において、改正前の規則第17条の2中「条例別表第1の10の(1)」とあるのは、「食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第11号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例第2条の規定による改正前の条例別表第1の10の(1)」とする。